

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度
条 例 名	神奈川県地方卸売市場条例				
条 例 番 号	昭和 46 年神奈川県条例第 65 号	法 規 集	第 9 編第 1 章第 12 節		
所 管 室 課	環境農政局農政部農業振興課				
条 例 の 概 要	卸売市場法第 68 条及び第 74 条の規定に基づき、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため地方卸売市場の開設及び業務に関し、必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	卸売市場法では、地方卸売市場の開設等の手続きや取引業務に関する規制について条例で定めることとされており、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、これらを規定する本条例は、引き続き必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	地方卸売市場の取引業務について、一定の規制を設けることにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化が図られており、本条例は、目的達成のため有効である。			・届出等件数 平成 25 年度 45 件 平成 24 年度 21 件 平成 23 年度 17 件 平成 22 年度 40 件 平成 21 年度 35 件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	地方卸売市場の開設等の手続き及び取引業務に係る事実確認のための報告書提出等、条例の目的を達成するため必要な範囲に限定しており、条例の目的達成のため、本条例は効率的な内容となっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	県政運営の総合的・基本的指針である総合計画「かながわグランドデザイン」<基本構想>において、産業・労働分野の 2025 年にめざすがたとして「農林水産業の活性化」を掲げており、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	卸売市場法に基づき、地方卸売市場の開設等について必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令には抵触しない。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	